

第一編 大正期

第一章 第一次大戦と県政

第一節 開戦と県民および県行政

一 県民の参戦観

戦時気分へ 一九一四（大正三）年八月二十三日の夕刻、横浜貿易新報社の社員三名を乗せた一台の車が爆声をとどろかせたのたかまり がら横浜市内の目抜き通りを走りまわり、それこそ「落花」のごとく号外をまき散らしていった。号外の内容はこの日、日本がドイツに宣戦布告したその「大詔煥發」の報である。この日は日曜日とあって宵の涼を求めて伊勢佐木町界隈は人出が多く、街筋の多くの家々では縁台を持ちだして夕涼みを楽しんでいたが、車の爆音ととびかう号外に「すわ、なにごとか」と驚き、そしてことのしだいを知り、熱狂の渦と化していったようである。

同紙の新聞記者は、「横浜市民の熱狂」という見出しで、その情景についてやや誇張ぎみにこう伝えていた。民衆の胸のうちには「日本男子起てり」と勇躍の情でわきかえり、とくに、客を待って人力車を並べていた「若い衆の狂喜」は、言語に絶するものがあつたと『横浜貿易新報』大正三年八月二十五日付。日本が、ドイツに宣戦布告し第一次世界大戦に参加するといふ時局の新しい展開のなかで熱狂の渦はさまざまなかたちをとっていった。市内北方町日蓮宗善行寺での信徒による「敵国降伏」



大正初期の伊勢佐木町

『神奈川県写真帳』から

の祈禱（八月二十四日以降）、市内青木町有志による郷社洲崎神社における「国威発揚」の大祈念会（八月二十五日）、市の名誉職をはじめ有力者が多数参加して伊勢山皇大神宮で行われた「平和克服祈願」の臨時祭はその一つである。この「戦勝祈願」の祭は県内各地の町村の神社仏閣などで行われていった模様で、なかでも鎌倉・山ノ内の巨福山建長寺では宣戦布告の翌二十四日から、管長菅原曇華禅師をはじめ一山の清衆五十余名が朝六時に参集して、平和克服の期まで「敵国降伏皇威宣揚」の祈禱を敲修していくといったありさまであった。

「戦勝祈願」の行事が県下全域で高まっていったことは、県民の緊張をうながし、「華国一致」の雰囲気をつくりだしていくきっかけにもなる。このような空気を反映してか、厚木地方では、それぞれの町村の在郷軍人分会員は、時局の進展にともないおそかれはやかれ召集を受けるに違いないし、いまこそ「我々の奮起活動するの好期」がきたと、後顧の憂いがないように身辺の整理を急ぎ、戦時気分をたかめ、はやばやと送別の宴を催すところもあらわれていた。また、ちょうどこのころ徴兵検査が行われていたが、たとえば、足柄上郡下ではこれまでままみられた「不合格者」に祝福を述べるようなこともなくなり、検査場への付添人の数もめっきり減って、なんとなく戦時色をそえていたようである（『横浜貿易新報』大正三年八月二十五・二十七日付）。

不景気な社会状態

日本の参戦をきっかけに、県民の第一次大戦への関心は、日常の生活の場にも顔をだしていく。

◎甲「今度の戦争では大分露国が強いぢやないか」乙「其の筈さ、この前日本の指南を受けて居るもの」

(横浜市野毛町佐久間幸楽。)

青島総督五十余通の遺言状を調べながら、◎「君のが一通ないぢやないか」一士官「僕は捕虜になった場合を想像しますから其な国辱的なものは書きません」(同弁天通紫映生。)

◎「床屋が大喧嘩をしたさうだが原因は何だらう」「矢張りバリカン問題さ」(同南吉田町柴田生。)

この一口噺の一部は『横浜貿易新報』(大正三年八月三十一日付)に掲載されているものである。もちろん、世相がすべて戦争を中心に動いているわけではないが、不景気な社会状態もいぜんとして話題の一つになっていて、不況問題と織りなしながら戦争が話題になっていた。したがって、一方で意気天にあがるような「国威発揚」論のもとで、第一次世界大戦はまた民衆の世界に深い影を投げかけてもいたのである。たとえば、中郡大磯町では、新聞報道によると、漁民の家族や生活困窮者が副業として麻真田・レース・リンクなどの輸出品の加工作業に従事し、総計で毎日七十余円の工賃をえていたという。おそらく、そうとうな数の人たちがこれらの仕事についていたことが想像できる。ところが、大戦の勃発とともに、この仕事が中止になり、副業を失った人びとは、生活の困難をきわめ、戦争はこれらの人びとに大きな打撃をあたえていたのである(『横浜貿易新報』大正三年八月二十七日付)。

ところが、日本は参戦したとはいうものの主戦場は遠いヨーロッパの地であり、日本がかかわりあう戦場は中国の青島、膠州湾のドイツ租借地である。それだけに、開戦時の緊張の雰囲気とは異質な空気もまた広がりつつあった。『横浜貿易新報』(大正三年八月二十九日付)の記者は、「戦争の気分―其が割合に薄い」という見出しで戦時色の盛り上がり不足を嘆いていた。

というのは、「薩張戦争さつちやうせんそうしているやうな気がしません子え」「戦争している気になれぬ」という声をよく耳にするのであ
 る。こういう発言に、これほどまでの動乱を他人事のようにみて「如何にも呑気な気分」であり、「戦国の観念」が欠けてい
 ることほど心細いものはないとこの記者は憤慨し、こういうありさまでは「其民驕り其国驕る」ことになり、その「不覚の空
 虚は戦ひの亀裂」となると説く。また、もう一方では「戦争は遠いのに米が騰る職業は隙になる」という発言にも接した記者
 は、これら日びの生活のたたかいに疲れきった人びとが戦争の打撃をもっとも痛切に受けとめ、「今が戦争中」だと、「心」と
 「体」で善戦しているだけにこれこそ「戦国の人々」ではないかと指摘している。そして、この記者は「戦争の気分」の薄
 い富裕な人びとと生活と苦闘している階層の差に目をそそぎつつ、ともどもに「緊張した心掛けのある軍国の人々」あること
 を要求し、真の「挙国一致」「戦ひの秋」を要求していたのである。

この横浜貿易新報の記者が、いらいらしているやうな戦争は向岸のできごとであるという気分が県民の中に流れていたこと
 は事実であろう。そのことは、第一次世界大戦に日本が参加していった状態の日本の縮図であり、それとともに、この戦争に
 かかわりあう日本の立場をそれとなくもがたっているようでもある。

戦時下の横浜 貿易への影響

開戦は横浜港を中心とする横浜の商況にも暗い影をおとしはじめていた。横浜商業会議所の欧州戦乱影響
 調査委員会は精力的にその調査につとめ、「欧州時局と当港貿易」という報告でつぎのような見解をあきら
 かにした。すなわち、横浜港は、国内で最高の貿易額を示し、一九一三（大正二）年度においてはその額は五億五千百万円にの
 ぼり全国総貿易額の四〇・五割をしめていた。そのうち、輸出額は全国輸出額の五〇・一割にあたる三億千六百万円にのぼり
 輸入は二億三千五百万円で全国輸入額の三三・二割を数えていたのである。しかも、近年、国内工業の発達にともない、輸出
 貿易はますます盛況をきわめ、もう一方で工業原料および材料などの需要増加にともなって輸入もしだいにのび、五年前にく

らべると、輸出入とも毎年平均二千万円ずつ増加してきた。そのうえ、今年度は横浜港のみならず日本の唯一の輸出品ともいふべき生糸の価格が騰貴し、羽二重の売れ行きも良好をきわめ、したがって「本年下半年期に於て歐洲戦乱無かりせば当港輸出貿易の成績は恐らく空前の盛観」を呈するであろうと予測していた。しかし、大戦の勃発により、その「鋒銘」はいちじろしく阻害され、その前途はどうなるか、まことに寒心にたえないというのである（横浜商業会議所『月報』第二一五号、一九一四年九月）。

こうして、この調査報告は世界の各州別・各国別の貿易事情、一九一四年八月の貿易概況をはじめ、大戦という時局が横浜における外国為替相場・海上保険率、さらに、外国航路にどういふ影響をおよぼしているかを検討している。そのうち、横浜港にとってみれば、ヨーロッパ諸国との貿易が大きな痛手をこうむることは必至で、報告書は、貿易額で上位をしめるイギリス・フランス・ドイツ・イタリアなどの諸国との関係をこう説明していた。つまり、生糸を中心とする輸出額で一位にあるフランスとイギリスはドイツと交戦状態にあり、そのために経済界は混乱をきわめ、イタリアもまたその余波をこうむるおそれがあり、ドイツ・ロシアとの航路はとだえるであろうとみている。そのために、「戦争の継続する限り当港歐洲輸出貿易は渺からざる打撃を蒙るべきは明白」であると、このような事情から、国内生産工業の一時的な衰退および船舶の不足等々戦時のもろもろの影響によって減退を余儀なくされるとの悲観的なみかたをとっていた。

それは、外国為替相場、海上保険率の相場の高騰と安定性が失われ、険悪な事態をまねくこととなった。なかでも、ドイツ・フランス両国支払いの為替手形はその保証を失い、平時においては四ドル八十八セント以下であったイギリス・アメリカ間の為替相場は五ドル五十七セントからさらに六ドルにはねあがり、欧米各国の主要地の取引所は、いっせいにその取引を中止していた。また、海上保険率に関しても、大戦の局外にいるアメリカをのぞいて交戦国は戦時保険をつけることを要求さ

れた。日本もその例外ではない。日本・ヨーロッパ間の航路で国によって多少の差はあるが、七月の末に為替付荷物百円につき五十銭の海上保険が八月五日には暴騰して百円についてなんと二十円となった。そのために、保険会社が保険の引き受けを拒絶するという騒ぎがおこり、イギリス政府は戦時保険の法律を設けて日本・ヨーロッパ間は百円につき五円と定め、海上の安全も保障されるなかでその保険率も低下し、月末には三元から二元五十銭に低下した。日本・アメリカ間の航路も同じような傾向をたどったが、太平洋方面の安全が確保されるにおよんで、日本の保険会社の率でいくと、百円につき七十五銭となった。

戦時における海上保険率の問題は小康をえたとしても、全体としてみた場合、ヨーロッパ戦乱は日本の商工業者をして「進取活動」の舞台を中国大陸に目をむけさせることになる。「欧州時局と日支貿易」という記事は、このことを示唆している。この記事は、日中貿易、すなわち、「横浜対支貿易」に調査の焦点をしぼり、中国もまたヨーロッパ交戦諸国からの輸入品目の減少を補うために日本とアメリカに依存せざるをえないので、日本の商工業者にとっては「千載一遇」の好機であること、しかも、アメリカもまたこれまでの不振をばんかいしながら中国貿易を推進するであろうとの観測を行っていた（横浜商業会議所『月報』第二一六号、一九一四年十月）。

大戦は、こうして、日本資本主義にとってと同様に、横浜の商工業者にとっても貿易問題をつうじて新しい問題に直面していかざるをえなくなっていた。

二 戦時下の地方行政

県民への参戦 日本がドイツにたいして宣戦を布告すると、県知事石原健三は、まず、八月二十四日「神奈川県訓令第三二二号」で、郡・市役所・町村役場・各学校にたいして、関係者が、二十三日付の文部省訓令第八号の「教育ニ

関スル心得方」の趣旨を守り、よりいっそう奮励努力しそれぞれの本分をつくすことを要請した。そして、翌二十五日、県は内務部長名で郡市長・町村長あてに「歐洲動乱ニ関スル件」という政府のとつた時局の経過ならびに措置の綱要について、その趣旨の普及をはかるよう通牒を發したのである（『神奈川県公報』第二〇四号、大正三年八月二十五日）。

その通牒の別紙には、まず政府が「東洋永遠ノ平和」を確保するために日英同盟の線にそつてヨーロッパの動乱に對処する覚悟があること、そして、紛争が拡大波及せざることを望み、政府は「厳正中立ノ態度」をとることを期待しながらも、戦局の推移変化により日英協約が危機にひんするさいには必要な措置をこうずることを述べ、八月十五日ドイツ政府にたいしてつぎのような警告声明を行なつた経緯を述べていた。ドイツの慎重な考慮実行を求めた日本政府の警告声明は次の二点であつた。

日本及支那海洋方面ヨリ独逸國艦艇ノ即時ニ退去スルコト能ハサルモノハ直ニ其武装ヲ解除スルコト

独逸帝國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還付スルノ目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日ヲ限り無償無条件ニテ日本帝國官憲ニ交付スルコト

政府のこの警告声明は「極東ノ和平」を攪乱する原因をとりぞき、日英同盟の「全般ノ利益」を擁護する意図のもとに行

われたのである。その背景には、すでにドイツにたいして宣戦を布告したイギリスから、東アジアにおけるその海上貿易を保護するために日本にたいして援助を要請してきたことも強く作用していた。

しかし、政府はイギリスとドイツの戦争状態のもとでは「日英協同ノ働作」をとり戦端を開かざるをえないと踏んでいたが、その前にイギリスの提案の意図を吟味しながら、平和的手段によって東アジアの禍乱の原因を除去しようと考えていた。さきの警告はそのあらわれである。

しかし、ドイツ政府への回答は電信の往復の都合上、八月二十三日正午まで延長したにもかかわらずついにえられなかった。そのために、政府は道府県をつうじて日本が大戦に参加せざるをえなかった事情を国民に徹底させる必要があったのである。

戦争と政治的要請

日本が大戦に参加していくなかで県は政府の意向を受けながら、行政組織をつうじて県民にさまざまなことを要請していった。内務部長名による「寅内県収第五八七四号一」は、さしあたっての県民の心がまえと実行を求めたものである〔『神奈川県公報』第二〇六号、大正三年九月一日〕。

この通牒は開戦に関する「神奈川県訓令第三二二号」に基づいており、郡市長・県立学校長・町村長・小学校長にあてており、その内容は、次のような三点になっている。

その第一点は、出征軍人を送迎したり、その他適当な方法によって出征していく人びとを勇気づけ後援を行うことは必要であるが、そのためにみだりに学校の課業を中止したりふりかえることは避けること、第二点は出征ならびに応召軍人の子女にたいしては、その修学の便宜をはかり、軍人に後顧の憂いをいだかしくないように、「明治二十九年勅令第五号」の規定をもちいながら、それぞれの学校で事情の許すかぎり授業料を減免したり学用品の給与につとめること、第三点として学校職員で召集者をだした場合には、それぞれ同僚職員をして応召者の職務を分担せしめ、また「公立学校職員俸給令第一五条及小学校

令施行規則第一五三条」によって休職給はなるべく多額を支給すること、このように、まずなによりも出征・応召軍人への気のくばりかた、それに戦争と教育の場との関係に神経を使っていることは、第一次世界大戦にむけて日本の「挙国一致」態勢をつちかかっていくうえで興味ぶかい。

この事情は、日本がヨーロッパから遠く戦場の局外にたっている関係上、人びとの間で戦時熱がともすれば不足しがちなことへの配慮ともなっているが、もう一面では日露戦争後の農村での景気の落ちこみ、都市での不況を反映した労働争議や小作争議、大正政変、第一次護憲運動、あるいは営業税廃止運動などにあおられて表出してきたデモクラシー運動をおしとどめていく必要があったことと関連している。だから、同じ九月一日、内務部長名の「寅内県収第五九〇七号一」で郡市長・町村長にたいして「宣戦奉告祭執行等ニ関スル件」を傳達したのもまったく無関係ではない。この通牒は「内務省訓令第一三三号」と「内務省令第一七号」をもって、神官神職にたいして時局に関する心得方と府県社以下の神社においても適宜に「宣戦奉告祭」を執行することを指導するよう要請したものである。そのさい、奉告祭当日は「勅使ハ勿論府県社以下神社幣帛供進使等祭儀関係職員ニ付テモ特ニ除喪ノ儀被 仰付候」と、その筋の命もあってとくに念入りに「除喪ノ儀」を強調していた。

こうして、日本の宣戦布告趣旨は、地方行政の組織をつうじて、国民の一人ひとりに伝えられていったのである。そこには、民衆を戦時の雰囲気にも動員することによって国の基礎を固めなおそうとする意図もこめられていた。

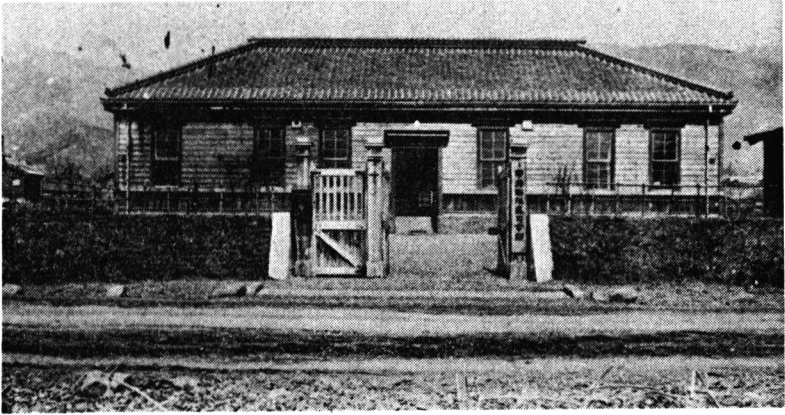
節約と物資動員

県は九月の中旬、日本の大戦参加という時局にさいして経費を節約し国費の充実をはかることの必要性について、庁内一般に内訓するとともに、それぞれの郡市長にたいしても経費節約の訓令を発していった（『横浜貿易新報』大正三年九月二十日付）。こうして行政機関が戦時態勢をつくりだしていく動きとあわせて戦時救護団体および後援団体が相互に気脈をつうじながら時局に対応しつつあった。

なかでも、恩賜財団済生会は、いちはやく戦時救療事業を普及していく方針をうちだしていた。「寅内県報第六一四七号戦時ニ於ケル恩賜財団済生会救療事業施行ニ関スル件」(大正三年九月十八日)によると、第一に出征・召集等を受けた下士兵卒、雇傭人等々下級軍人軍属の家族あるいは遺族で疾患に罹り医薬を自給することができない場合には、済生会でこの医治を引き受け救療に遺憾のないようにすること、第二にヨーロッパ貿易の中断のために、これまで輸出品の生産に従事していた「職工・労働者、輸出入品の取り扱いに従事していた「人夫」等のなかで失職者が続出し、さらには手内職を失った困窮者が輩出し、今後とも増加する傾向にあるので、この事態を重視して、これら失業者のうちで疾患に罹り医薬を自給することが不可能な場合にも済生会が救療にあたらうと云うのである(『神奈川県公報』第二二一号、大正三年九月十八日)。

また、九月の上旬には出征陸海軍軍人にたいする恤兵金品寄贈の取り扱い組織を陸軍大臣官房に設け、金銭寄付は一口一円として現金または為替を官房あてか、もしくはは東京市麴町郵便局の指定にするとともに、物品の寄贈・寄付は、居住地の市町村もしくは区長を経て行うこととしていた。こうした地域からの戦意高揚をこうじていく方向のもとで、帝国在郷軍人会および分会がことのほか重視されていた。帝国在郷軍人会にたいして勸語と内帛金(が下賜されたのはそのためである。神奈川県でも、県知事石原健三は、「神奈川県訓令第四六号」(大正三年十一月十七日)で、帝国在郷軍人会の振否のいかんによって、「帝国ノ将来ニ関係スル所特ニ大ナルモノアリ而シテ之カ發達ヲ期スル固ヨリ官民ノ援助ニ俟ツヘキモノ多シ」ととくに訓令を発し、郡市役所・町村役場が聖旨を奉戴しながら今後いっそう助力につとめることを要請していった(『神奈川県公報』第二二八号、大正三年十一月十七日)。

このような動きのなかで、これまでもっぱら予備・後備役の陸軍軍人で組織されていた帝国在郷軍人会に、海軍の予備・後備役の軍人も入会することとなったのである。そこで、横須賀鎮守府司令長官の照会を受けて、内務部長は、十一月十七



県出身者が入隊した甲府歩兵第49連隊

平野不二男氏蔵

日、前掲の『神奈川県公報』で郡市長・町村長にたいして区域内の在郷海軍軍人にたいしてその点の周知方を要請していった。

このような要請がだされる前後で、県下各地では在郷軍人分会を中心に大戦にさいして「国民的気象」を発揮するさまざまな試みが行われていた。たとえば、九月五日に開かれた都筑郡二俣川村・西谷村（現在 横浜市）の在郷軍人大会連合分会では、かつての日清・日露戦争で戦死した遺族をはじめ、村の有志などをふくめて三百余名集まり式典を行い、君が代・軍人勅諭とともに宣戦の詔勅を奉読し、中出梧堂の「世界戦争と士気の修養」と題する講演を行い戦時気運をたかめていた（『横浜貿易新報』大正三年九月八日付）。また高座郡藤沢町（現在 藤沢市）においては、恤兵会を組織し、在郷軍人のなかで召集を受けた場合、後顧の憂いがないようにするために、同会が中心になって各家から月一銭を醸出させる手だてをとるとともに、慰問袋の募集を行うという活動をとりはじめていた（『横浜貿易新報』大正三年九月二十三日付）。このような活動には、各地の動向をあわせみると、町当局・小学校長・青年団・婦人会が積極的にかかわっていたのが特徴で、そこには日露戦争の経験が生かされていたといえよう。

三 「戦時気運」と産業奨励策

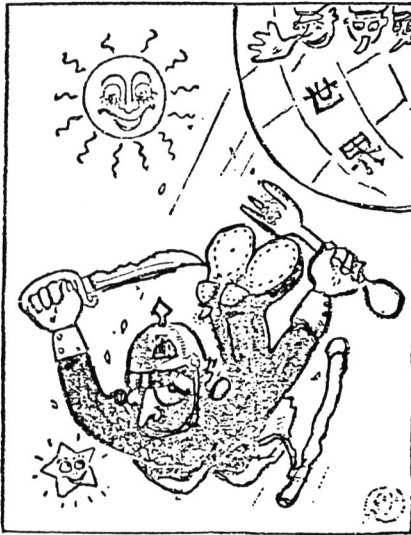
時局講演会の開催

日本が第一次世界大戦に参戦して間もない九月二十四日、茅ヶ崎町（現在 茅ヶ崎市）で前陸相木越安綱中將が時局にかんする講演を行なった。

その話しの概要は、ドイツ・オーストリアとイギリス・フランス・ロシアとの開戦にいたるまでの経緯、そこになぜ日本が宣戦していったか、そのやむえざる事情と戦況の見通しについての説明であった。木越は、この戦争は「人種宗教的争ひ」にその原因があることを説き、世界地図をもちいながら戦況についての解説を行い、おそらくドイツは、敗北するにちがいないこと、連合国はドイツが再起できないまでにたたきのめすであろうと、戦況の将来を予測した。そして、軍人をして後顧の憂いのないようにするためには、「国民一致して勤勉貯蓄己を持し以て上御一人に対し奉るべし」と聴集に警告を發したのである（『横浜貿易新報』大正五年九月二十六日付）。

この木越の時局講演会は、茅ヶ崎尋常高等小学校の定期総会の席上で行われたものである。講演を依頼したのは、伊藤町長であるが、この会場には、二百余名の会員のほかに来賓が数多く参加し、出席者は三百名をはるかにこえていた。その雰囲気は、同窓会の域をこえ、筑前琵琶・薩摩琵琶をおりまぜて、戦争への感動を出席者にあたえたという。さながら、時局講演会の観があった。

戦時色をつよめていくためには、町や村のすみずみから、戦争への協力態勢を具体的にきずきあげていく必要があるが、同時に、戦場と遠く離れ、間接的な参戦のかたちをとっている今回の世界大戦への参加にあたっては、軍関係者が積極的に地域



ウィルヘルム2世を諷刺した戦争漫画
『横濱貿易新報』大正3年10月2日付

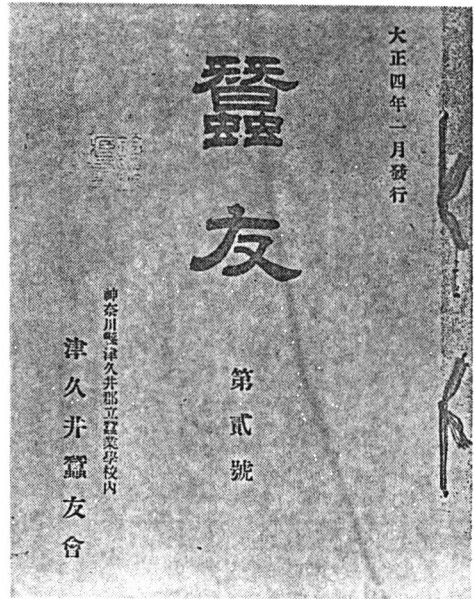
におりてきて戦争気運をあまりながら、人びとの心の安定をはかっていく必要があった。茅ヶ崎町での前陸相の時局談はその一環であったとみることが出来る。

このような試みのあらわれであろうか、横須賀鎮守府では九月二十三日付で、「出征海軍下士卒家族慰問規則」を定めた。その内容は、横須賀市と長浦の近くに居住する下士卒の留守宅をすくなくとも月一回慰問し、留守家族の状況を、出征・航海中の違いを問わないで、また、どんな遠隔地にあっても、本人に伝達するということであった。そしてまた、軍の機密にさしさわりのないかぎり、当事者の所属艦船の現況を家族に説明し、留守家族のなかに病人その他急を要する事態が発生したさいには、救助をこうじようとするものである（『横濱貿易新報』大正三年九月二十四日付）。

横須賀鎮守府で、この規則を実行に移していくその母体は、下士卒集会所と下士卒遺族共励会であった。軍機関が行政機関とあいまっていかにして戦時への国民の協力をえようとつとめているか、横須賀鎮守府の試みは、その一端をものがたっている。

農村の産業振興策

戦時下においてとりわけ必要になってくるのは、諸産業をどのように奨励していくか、その手だてを検討しなおしていくことである。八月二十七日、佐川愛甲郡長は、郡書記をともなって中津村・高峰村の稲作害虫駆除督励のために出張したおり、高峰村で岡本村長・関根農会長と打ち合わせて村のおもだったもの数名を集め、役場で産業の振興、時局と産業の關係について懇談会をかさねていた（『横濱貿易新報』大正三年九月二日付）。



大正四年二月發行

友誼

第貳號

津久井郷友會

前奈川縣津久井郡立五箇堂学校内

『郷土資料館津久井郡郷土資料館』を内容とする『友誼』第2号 農業振興講演・副業奨励などを内容とする

諸産業の奨励育成に関しては、関係諸機関が実際にひきおこされている既往の阻害を除去しようとする善後措置から、長期的な対策をうちたてようと積極的に計画をたてはじめていた。

その一つが、産業組合中央会・帝国農会・中央報徳会で協議した農村教育の振興である。そこで決定した実行項目は、中央報徳会から文部省に伝えられ、文部省から道府県に通知された。『神奈川県公報』第二三三号、大正三年九月二十五日。

この農村教育の適切な実行方法の狙いは、教育という言葉で語られているが、日本の産業の根幹である農業への関心をたかめ、すぐれた農村指導者を育成して、将来にむけて産業の発展の基礎をかためようとするところにあった。その内容は、地方の公立農学校の卒業生を「地方開発・小農指導」の任に適切にあたらせるために、農村経済・組合事業・自治経営についての知識と技術を会得させること、さらに、農業経済の実況と農村開発の具体的方法あるいは農村への興味をいだけせるためである。そのために、この通知は、地方の大地主・多額納税者・代議士等々が「虚栄ヲ示スノ風」を誇示することをいましめ、「農業農村ノ貴」を説くことを強調しながら、時代にふさわしい実学の精神を力説し、「地方ニ留リ地方ノ為メ」に尽力する中堅指導者を養成する必要性を一貫してうたっていた。

また、産業振興のためか、内務部長は、「寅内県発第二〇一号」で郡市町村長宛に「各種公益団体ニ関スル件」を発してい

た(『神奈川県公報』第二三〇号、大正三年十月二十七日)。この通牒は、「地方ノ開発改良」に関して、青年会・婦人会・納税組合・勤儉貯蓄組合の事業状況についての調査依頼である。まったく新しい試みというわけではないが、社会の戦時への切りかえにさいして、やはりそれぞれの経済事情やそれをささえる諸団体の実情を把握するうえで必要になってきたからではないか。

国をあげて諸産業の基礎調査にのりはじめている実情は、さらに「寅内商発第五〇号」の商工業調査によっても知ることができるが(『神奈川県公報』第二二〇号、大正三年十月二十日)、このようなことがらをてがかりに戦時統制を強めている傾向もあらわれていた。また、当局とすれば、その必要もあつたのである。

たとえば「寅内農発第一三六号」の内務部長から郡市長宛の「産業組合事業報告ニ関スル件」がそれである(『神奈川県公報』第二四〇号、大正四年一月五日)。前者は各地の産業組合の提出書類の不備がめだち、そのために取締りが不便であるという産業組合中央会の苦情を処理するため、その統一項目を記載したものであり、後者は災害復旧工事の施行にあたって「地元請負」主義をとっているけれども、業者の選定を厳格にし、災害前後の経営の効果をあげるための注意であつた。いずれも、戦時下で日本をその底辺からささえていくためにとられた措置である。

第二節 大戦下の県政と市政

一 工業化と政治問題

生糸相場の浮沈 と工業化政策

世界大戦が勃発し日本が参戦していくころ、国内の生糸・綿糸の相場は暴落し、米価も大幅に値下がりに沈滞をつづけていた。なかでも、横浜経済の主軸ともいべき生糸貿易がうけた打撃は大きく、生糸相場は、戦争勃発前九百九十円から、一挙に二百十円に暴落した。そこで、横浜蚕糸貿易商同業組合は、応急措置として夏繭秋蚕買入れ資金の融通中止、操業短縮を国内の製糸業者に通告せざるをえなかった。しかしこのような統制がらみの措置は、養蚕農家や製糸業者の反発をかい混乱に拍車をくわえることとなる。こうした事態のもとで、一九一五（大正四）年二月の末、原富太郎ら横浜商人は蔵相若槻礼次郎に「蚕糸救済組合設立案」を提出していった。

原たちの主張は、若槻礼次郎『古風庵回顧録』によれば、生糸価格は、ニューヨークが土台になっているのであるから、ニューヨークの糸価を高くするために日本が「買持ち」して輸出をおさえ、現地で糸価が高騰したら、日本の滞貨を売りさばいていけばよいという趣旨で、そのための組織をつくるべきであるというのが狙いである。こうして翌三月には横浜に出荷された生糸を「買持ち」し生糸価格を維持する帝國蚕糸株式会社がつくられ、やがて、生糸パニックは、一九一五年秋ごろから回復して行く。



横浜生糸検査所の作業風景 (1913年ごろ)

『神奈川県写真帳』から

ところでこのころ、「京浜工業地帯」の建設は「川崎より多摩川下流沿岸」を中心とする第二期から、鶴見川・多摩川間の海岸地帯の埋立地造成という、第三期にはいろいろとしていた。日本鋼管・旭硝子・浅野セメントなどの工場が進出して稼働しはじめ、「京浜間に出現せる新工業地」として活況を呈していた(『横浜市史』第五巻上)。

「一個の新工業地」となった川崎町方面から鶴見にかけての工業の発展の中心になったのは鉄鋼業をはじめとする重化学工業部門である。それは、軍需関係の生産の必要に基づくものであった。また、内陸地方においても、製糸業と織物業は空前の好況に転じて、一九一六年からいちじるしく上昇し、生糸の場合は前年にくらべて生産量は約一・五倍、価格で二倍となり、織物の生産額も二・七倍と急速に伸びていった(通史編6近代・現代③)。

こうして、大戦下に経済事情が好転していったにもかかわらず、横浜市では、港湾整備問題とともに工業誘致政策がどちらかという立ち遅れ、そのために工業化をめぐる政治上の問題が生じていた。この事情に関しては、貿易や産業が急激に発展する一九一六年をはさんで市の財政状態をみてもあきらかたで、市の財政規模は、歳入額でみても一九一四年が約

四百九十五万七千円、一五年約四百二十五万八千円、一六年約四百九十五万七千円、一七年が約五百九十二万四千円で、一九一三年の約七百五十九万五千円の規模にまで回復していないありさまであった。こうした状態のもとで、横浜経済協会は、一九一六（大正五）年五月「工業振興に関する意見書」を市当局に提出したのである（『横浜貿易新報』大正五年五月四日付）。

この意見書は、横浜市の工業振興をはかるための改善事項を網羅したものである。それによると、市は一九一一（明治四十四）年に工場誘致を企画し市税免除規程を制定して工場の新設を期待したが、残念ながらその期待がはずれたのは、工業地として良港をもち海陸の便利がよいこと、運河をもち運輸に便利で大工場新設の余地があるなど有利な条件をそなえている反面、不利な条件もまたすくなくないとして、つぎの諸点を対策としてかかせるよう希望していた。すなわち、市税負担・水道料の軽減、動力料と地代・日用必需品の低廉、借地契約期間の長期化、原料購入ならびに輸送の便利の企画、労働者の仲介ならびに養成、金融の利便、工業保護奨励の趣旨にそう官庁の監督および取り締まりがその内容である。

横浜市の 横浜市の工業振興をはかるための改善事項のうち、工業用水の無料化に関しては、横浜経済協会の原富太郎・若尾幾造の両理事が提案してその実現可能性を協議していた。しかし、すでに市の水道局は大量の用水を

工業振興策 使用する工場にたいしては水道料金の割引を実施していた。また、動力料の軽減問題のうち、月極電力については、横浜電気会社は二度にわたって値下げを断行し工業動力優遇への配慮をあきらかにしたが、市瓦斯局は、ガス発動機の使用の伸びがとばしいので、動力費としてのガス料金を引き下げる意味はほとんどないが、熱源としての需要が高まれば料金の引き下げの可能性も増すであろうと見通していた。となると、実際になによりもネックとなっていたのは地価の高さということにかかっていた。そこで、横浜経済協会は、川崎町方面とすでに多くの工場の進出をみていた保土ヶ谷町とを比較しながら、横浜市



横浜市の水道管敷設工事 (1915年)
『横浜思い出のアルバム』から

の工場敷地は、おおむね数年前の埋立てで地盤が固く遅滞なく工場の事業を開始することができること、しかも、市税免除の特典、運輸交通の利便、水道料金の割引、石炭の低廉、労働力の獲得が容易であることをあわせ考えると、「地代の不廉」を償って余りあると述べていたのである（『横浜市史』第五巻上）。

こうした条件づくりのなかで、大戦景気に便乗して工場建設を急ぐ企業家たちは、条件の整った横浜市に進出を試みたという。ただし、これらの新設工場の大部分は内田造船所を例外として中小規模のもので、しかも内田造船所をはじめ「投機的」性格がまつまりついていた。

ところで、横浜商業会議所は、この間、一九一六（大正五）年三月に大戦が長期化することに対処して戦後経済研究委員会を設置した。委員長は会頭の大谷嘉兵衛、副委員長には増田増蔵副会頭と安部幸兵衛常務委員が互選され、対外経済・対内経済をめぐってそれぞれ問題を協議し、必要な場合には建議活動を行なうべく方針をたてた。この委員会は戦時から戦後にかけての経済活動の方向を模索しながら積極的に対処していこうとする意図のもとで、学識経験者・中央官庁の高級官僚を招いて講演会を開いたり、外国航路改善の問題や輸入税表中改正・輸入手続改善の件等々を協議して、これらの問題の場合によっては役員会・総会の議をへて所轄官庁に建議していくという活動を行っていた（横浜商業会議所『月報』第三三五、一三六、一三七号、一九一六年五月、六、七月）。

なかでも、この年の四月二十九日付で総理・外務・大蔵・農商務

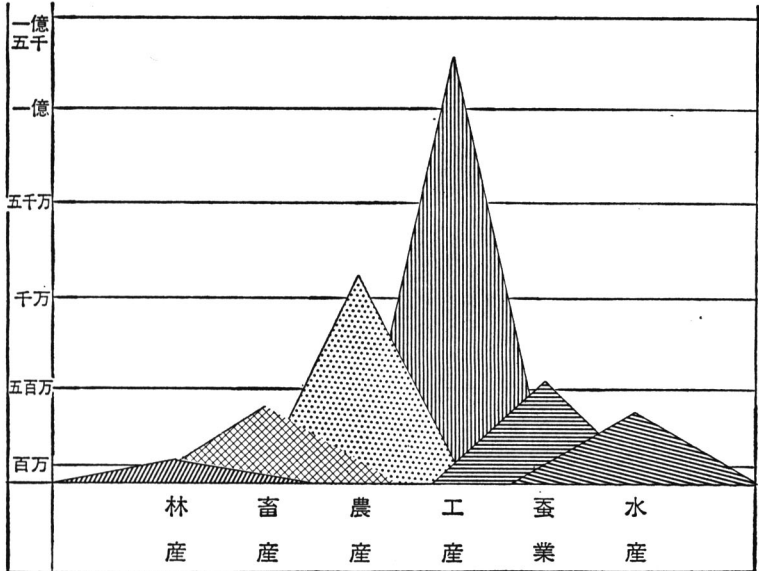
の各大臣に提出した「商事通信局設置に関する建議」は、「歐洲戦乱は本邦輸出貿易發展上絶好の機会」であるとして、この機会に政府はイギリスの商事通信局の例にならない農商務省に商事通信をつかさどる局もしくは課を新設することを建議したものである（横浜商業會議所『月報』第三五号、一九一六年五月）。また、翌一七年六月二十日総理・大蔵・農商務大臣に提出された「粗製濫造防止に関する建議」は、輸出増加の趨勢のもとで「粗製濫造の弊」の傾向があらわれたことを憂え、これを防止し、「本邦輸出品の声価」を維持し向上していくために、輸出品の官設検査所を新設して検査官を各県に配当し厳密な検査を行うことを内容とした提議である（横浜商業會議所『月報』第二四九号、一九一七年七月）。

この一例をみてもあきらかなように、横浜の実業界で指導的役割を果している人びとは、大戦下の経済の好況をにらみながら、工場誘致に努力を傾ける一方、貿易港としての横浜の振興をはかるために種々対策をこころじるためのアイデアをひねりだしていた。

工業化の促進と広がり 工業化の波は、大戦下の好況を反映して県内の各地におよんでいった。その徴候は、東海道の湘南の地、茅ヶ崎町（現在 茅ヶ崎市）にもあらわれていた。たとえば、朝鮮に煉瓦工場と農園を経営している笠松吉太郎

は、茅ヶ崎駅の西方に約三・三ヘクタール（二万坪）の用地を買収し、煉瓦製造所を建設し、労働者八千九百名を雇入れて稼動していた。また、火薬製造工場の設置計画も進められ、小山製糸工場も堀板井戸を二個確保し、事業に必要な用水をえて工場建設にとりかかっていたし、この東海道の動脈と湘北・八王子地方とを結ぶ相模軽便鉄道も、すでに認可をえて測量を開始しはじめた（『横浜貿易新報』大正五年九月二十七日、十一月八日付）。

この地域の工業開発の動きは、この時期の工業化の一つの典型的な傾向を示している。というのは、煉瓦製造所の設置のよりに、そこでの煉瓦生産が、建設中の熱海鉄道工事や京浜工業地帯での需要におうじるかっこうになり、工業化を推進する役



1916年の生産価額種類別

『県統計書』から

割をおのずから担っていたからである。また、相模軽便鉄道の建設とからみあう工業開発も、いわば社会の産業化を推進していく基本的な組み合わせになっている。つまり、工場という心臓部を広い地域に結びつけていくうえで、動脈としての鉄道は、工業化の波を広範囲におよぼしていく役割を果たすことになるからである。そしてこの工業化のなかで、生産に従事する労働者のなかに遠隔地からの労働者はもちろんのこと、朝鮮人労働者もくわわるようになり、こうした労働力の構成も、大戦下の工業化の姿を浮きぼりにしていた。

実際、その後、相模鉄道の開通を地域開発の重要な環境として受けとめ、工業化のファクターとみるなかで、工場設立の動きは続いていた。第一次大戦から戦後にかけての化学工業ブームののって重液酸加里的製造をめざした茅ヶ崎製薬合資会社などは、その一例である（『茅ヶ崎市史』2資料編）。

二 実業と立憲意識の広がり

商工業振興と県会

大戦下の商業・貿易の改善向上と工業化の推進の過程は、また、政治のありかたに新しい問題を投げかけていた。

そこで、工業化をめぐる県会での動きをみると、一九一四（大正三）年の通常県会で問題になっていたのは、県の商工奨励費予算が全国で下から五番目という点であった。出口真吉議員は、この点をつきながら、県で商工課を新設して商工業の振興を奨励しようとするのはけっこうであるが、産業視察を行う場合でも、海外に派遣するみちをこうずることをも提案していた。また、出口議員は、参事会意見による工業補習教育の予算削減に反対して、原案にもどすことを主張した。その根拠は補習教育の完全なる確立をはかることにあったが、これには、受講生徒がわずかであり前期の成績をあげていないと激しい反論や妥協意見もだされ、議場では活気を呈し、結局は、参事会修正案がおったとはいえ、ここにも商工業の振興問題が県政における一つの争点になってきていることが理解できよう（『神奈川県会史』第四巻）。

また、この県会においては、県当局が予算のなかで比較的軽くあつかっていた各種事業奨励費をめぐって県当局に批判を集めていった。この水産奨励費・造船奨励費等々をめぐって、県当局はもっぱら低姿勢をとり、木田川内務部長は「県に於ても固より奨励費を活用し実績を挙ぐる目的なりしも之れが実行に当り充分なる成績を収め得ざりしは何とも陳謝の辞なし将来誓て趣旨徹底に努力する」と言明していた。

各種事業奨励費をめぐってこれほどまでに問題になったのは、それぞれの業界の利益関係にたつての政治発言が強まってき

ている事情もあるとはいえ、工業化にともない各種産業の振興の必要性をせまられてきているからでもある。

県会場で商工業の振興、貿易の発展をはかることに大きな関心が寄せられていたのは、この年の通常県会の最終日にあたる十二月五日に大浜忠三郎県議他六名から「商工業の振興貿易のため工業試験場商品陳列館新設の建議」という建議案がだされていることからうかがえよう。この工業試験場および商品陳列館の設置の請願意見書の提案はすんなり可決された。建議案の趣旨は、神奈川県がわが国最大の貿易港である横浜市を擁し、首都で一大市場である東京市に近接し、海陸の交通の便がよく、しかも、動力の源泉である水力が豊富で、労働力も余裕があり、ことに「近來横浜市を中心とし沿海一帯の地方は將さに工業地」になる傾向を示しているという前提で、以下のように提案していた。この神奈川県商工業の奮進勇躍すべき絶好の機会に県当局も民間も一致協力して商工業の振興と貿易の伸展につとめなければならぬが、現状では商工業の施設がはなはだしく欠如し、産業の発達を阻害している。そこで他府県の施設にひけをとらないよう、商工政策の基礎を確立するため、当局に工業試験場と商品陳列館の新設を要求していったのである（『神奈川県会史』第四巻）。

商工立市と 選挙区問題 横浜市が「商工立市」を方針にかかげ、「大なる横浜」を建設していこうとする意欲があらわれてくるなかで、こうした気運は市の政治のありかたにまで影響をおよぼすようになってきた。一九一三（大正二）年秋、

市会で大きな争点となった選挙区問題はその一つである。

ことのおこりはこうである。この年の九月十八日、市参事会において、市当局が提出した市会議員選挙の選挙区条例の改正案を可決し、市会にかけることになった。その内容は、一九一一年（明治四十四）年に大岡町の一部ならびに屏風浦の一部、子安町の一部、保土ヶ谷町の一部が市域に編入され、さらに、あたらしく神奈川地先の埋立ても行われたので、これらの地域を一九〇一年に「横浜市条例第七号」で設定された五つの選挙区に組み入れようとするものであった。すなわち、原案は第二選